

神奈川県立こども医療センター広告掲載事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県立こども医療センター広告掲載要綱（平成24年2月20日施行。以下「要綱」という。）第4条第3項、第5条及び第6条の規定に基づき定めるほか、神奈川県立こども医療センター（以下「センター」という。）が実施する広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 センターの資産のうち、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告の掲載基準)

第3条 広告の内容は、センター事業の広報の公共性及び信頼性を損うおそれがないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

(1) 次のいずれかに該当する内容の広告

- ア 人権侵害、名誉毀損、各種差別的な内容のもの
- イ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招く表現
- オ 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- カ 責任の所在が明らかでないと判断されるもの
- キ 内容及びその目的が不明確なもの
- ク 国内世論が大きく分かれているもの
- ケ 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
- コ 利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- サ たばこを宣伝するものや喫煙を推奨するもの
- シ 酒類を宣伝するものや飲酒を推奨するもの
- ス 債権の取立て、示談引受けなどをうたったもの
- セ 主として社員等を募集するもの。
- ソ 広告表現や配色等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められるもの
- タ 別に定める基準等で広告媒体に掲載しないものとして規定されているもの
- チ その他、掲載ページの内容等から見て適当でないとセンターが認めるもの

(2) 次のいずれかに該当する業種・業者の広告

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定される業種及び類似した業種

- イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）で規定される貸金業
- ウ 葬祭業
- エ 医療法（昭和23年法律第205号）で規定される病院、診療所、介護老人保健施設及び調剤薬局等の医療提供施設
- オ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）で規定されるあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業又はその施術所
- カ 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）で規定される柔道整復師又はその施術所
- キ 薬事法（昭和35年法律第145号）で規定される医薬品等の製造販売業及び製造業
- ク 社会問題を起こしている業種や業者
- ケ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- コ 占い、運勢判断に関するもの
- サ 興信所、探偵事務所等
- シ 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の事業者
- ス 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した業者
- セ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

（広告の規格、掲載位置）

第4条 広告の規格、掲載位置については、広告を掲載する広告媒体の内容・性質、形態及び美観等を考慮して、広告媒体毎に募集要項等で定めるものとする。

（広告募集方法の決定）

第5条 広告を表示できる者（以下「広告主等」という。）は、広告主又は広告代理店とし、広告媒体の種類により次の各号のいずれかの方法により募集する。ただし他に方法がある場合はこの限りでない。

- (1) 広告代理店を通して広告主を募集する方法
- (2) 広告主等を公募により直接募集する方法

（広告の予定価格）

第6条 広告掲載料の予定価格は、広報媒体ごとに市場価格等を勘案し、最低価格又は定額を事前に定めるものとする。

（募集方法）

第7条 第5条による募集は、公募により行う。ただし競争入札の方法により行う場合はこの限りでない。

- 2 前項の公募は、センターホームページに募集要項を掲載すること等により行なうものとする。
- 3 前項の募集要項には広告媒体の名称及び内容、規格、掲載位置、数量、広告掲載期間、募集期間、応募方法、広告掲載基準その他必要な事項を記載する。
- 4 次に掲げる事項に該当するときは、特定の広告主等との随意契約により決定すること

ができる。

- (1) 第2項の公募を行ったにも関わらず広告主等が決定しない場合
 - (2) その他センター総長（以下「総長」という。）が必要と認める場合
- 第5項の規定により競争入札の方法により行う場合は、第8条から第11条の規定は適用しない。

（広告主等の申込）

第8条 前条の公募により広告を掲載しようとする広告主等は、広告掲載申込書（第1号様式）又は広告掲載申込書兼見積書（第2号様式）に広告の原稿案を添付して総長に提出しなければならない。ただし第5条第1号の広告代理店を通して広告主を募集する場合は、広告の原稿案を省略することができる。

（広告掲載の可否の審査及び決定）

第9条 前条の広告掲載申込書又は広告掲載申込書兼見積書を受理したときは、総長は募集期間終了後、速やかに要綱及びこの要領の定めに基づき掲載の可否を決定する。

2 前項の適正な申込者が複数あるときは、次の順位により決定するものとする。

- (1) 地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 私企業又は自営業で神奈川県内に事業所等を有するもの
- (3) その他私企業又は自営業等

3 予定価格が定額の場合、広告を掲載した印刷物等が無償で納品する場合あるいは予定価格を定額とし、かつ広告を掲載した印刷物等が無償で納品する場合にあつては、前項の規定によっても申込者が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

4 予定価格が最低価格の場合あるいは予定価格を最低価格とし、かつ広告を掲載した印刷物等が無償で納品する場合にあつては、見積金額が第2項の規定に優先し、第1項の規定によっても申込者が複数あるときは、センターが定める予定価格以上の最高の見積金額を提出した者に決定するものとする。さらに、最高の見積金額が複数あるときは、抽選により決定する。

5 総長は広告の掲載の可否の決定を行った場合は、その結果を広告掲載決定・不掲載決定通知書（第3号様式）により申込者に通知する。

（広告掲載内容の承諾等）

第10条 前条第5項の広告掲載決定の通知を受けた広告主等は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書（第4号様式）を総長に提出しなければならない。ただし契約を締結する場合はこの限りでない。

（広告掲載料）

第11条 広告主等は、前条の契約又は承諾後、広告掲載料を総長の指定する期日までに、センターの請求により一括前納するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 広告主等は、広告原稿を総長が指定する期日までに、総長に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主等の責任及び負担で作成するものとする。

3 広告原稿には広告である旨を明記することとする。

(広告内容等の修正)

第13条 総長は、広告の内容、デザイン等が各種法令、要綱又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主等に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第14条 総長は、次の各号に該当する場合には、広告主等への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告の提出がない、あるいは広告を掲載した印刷物等の提出がないとき。

(3) 前条の規定により広告内容の修正を広告主等が行わないとき。

(4) 広告内容等が、各種法令、要綱又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他広告掲載が適切でないと総長が判断したとき。

2 総長は、前項の規定により広告を取り消したときは、広告主等に対し、その賠償の責めを負わない。また納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主等は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主等は書面により総長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の還付)

第16条 広告主等の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を当該広告主等に返還する。

2 広告掲載料に月額を定める場合の前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の内額とする。

(広告主等の責務)

第17条 広告主等は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、総長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の

責任及び負担において解決することとする。

(広告代理店の広告主の選定基準)

第18条 広告代理店を通して広告主を募集した場合について、広告代理店が広告主を選定する基準は、要綱及びこの要領の定めのほか、順位については第9条第2項によるものとする。

2 広告代理店は、掲載しようとする広告について、あらかじめセンターと協議の上、選定するものとする。

(事務の取扱い)

第19条 この要領に定める事務は経営企画課において処理する。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年2月20日から施行する。

【予定価格が定額の場合】

第1号様式（第8条関係）

広告掲載申込書

年 月 日

神奈川県立こども医療センター総長 殿

（申 込 者）

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

印

神奈川県立こども医療センター広告掲載事務取扱要領第8条の規定に基づき、神奈川県立こども医療センター広告掲載要綱及び神奈川県立こども医療センター広告掲載事務取扱要領を確認のうえ、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

1. 媒体名称		
2. 掲載を希望する面		
3. 掲載希望期間	年 月 から 年 月 まで（ か月間）	
4. 掲載希望枠数	枠	
5. 広告掲載料	金 円（消費税及び地方消費税を含む）	
6. 掲載内容	広告主	
	業種・事業内容	
	ホームページ	有・無(http://)
	広告内容	別添広告原稿案のとおり
申 込 者	本店所在地	
	事業所等所在地 (神奈川県内)	
	業 種	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
	担 当 者 名	

【予定価格が最低価格の場合】

第2号様式（第8条関係）

広告掲載申込書兼見積書

年 月 日

神奈川県立こども医療センター総長 殿

（申 込 者）

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

印

神奈川県立こども医療センター広告掲載事務取扱要領第8条の規定に基づき、神奈川県立こども医療センター広告掲載要綱及び神奈川県立こども医療センター広告掲載事務取扱要領を確認のうえ、下記のとおり広告掲載を申し込み、広告掲載料を見積もります。

記

1. 媒体名称		
2. 掲載を希望する面		
3. 掲載希望期間	年 月から 年 月まで（ か月間）	
4. 掲載希望枠数	枠	
5. 見積金額	金 円（消費税及び地方消費税を含む）	
6. 掲載内容	広告主	
	業種・事業内容	
	ホームページ	有・無(http://)
	広告内容	別添広告原稿案のとおり
見 積 者	本店所在地	
	事業所等所在地 (神奈川県内)	
	業 種	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
	担 当 者 名	

第3号様式（第9条関係）

広告掲載決定・不掲載決定通知書

年 月 日

（広告掲載希望者） 様

神奈川県立こども医療センター総長

神奈川県立こども医療センター広告掲載事務取扱要領第9条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません 不掲載の理由
2. 媒 体 名 称	
3. 広 告 掲 載 面	
4. 広 告 掲 載 期 間	年 月 から 年 月 まで（ か月間）
5. 広 告 掲 載 料	金 円（消費税及び地方消費税を含む）
6. 広告原稿（広告物）提出期限	年 月 日

問い合わせ先

第4号様式（第10条関係）

印紙

広告掲載承諾書

年 月 日

神奈川県立こども医療センター総長 殿

（申込者）

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

印

神奈川県立こども医療センター広告掲載事務取扱要領第10条の規定に基づき、下記に記載した事項に同意の上承諾書を提出します。

記

- 1 広告掲載料を神奈川県立こども医療センター総長の指定する期日までに、神奈川県立こども医療センターの発行する請求書により一括前払いします。
- 2 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 3 神奈川県立こども医療センター広告掲載要綱及び神奈川県立こども医療センター広告掲載事務取扱要領に定める条項を遵守します。
- 4 神奈川県立こども医療センター広告掲載事務取扱要領第14条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 5 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。
- 6 広告掲載について疑義が生じた場合は、双方協議の上定めるものとします。

1. 媒体名称	
2. 広告掲載面	
3. 広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）
4. 広告掲載料	金 円（消費税及び地方消費税を含む）